

平成 24 年度通常総会 議案書

特定非営利活動法人安全安心科学アカデミー

第 1 号議案 平成 23 年度事業報告書と会計収支計算書等（案）

平成 23 年度事業報告書

I. 事業期間

平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

II. 事業の成果

特定非営利活動法人安全安心科学アカデミー（以下、「NPO」）設立の目的である、住民と共に放射線・原子力の問題についてコミュニケーションを図り、エネルギー問題、地球温暖化問題、環境問題、放射線、原子力等に関する諸問題を住民主導で対処できるようにするための事業活動を行った。その概要を示す。

III. 事業概要

1. 特定非営利活動に係わる事業

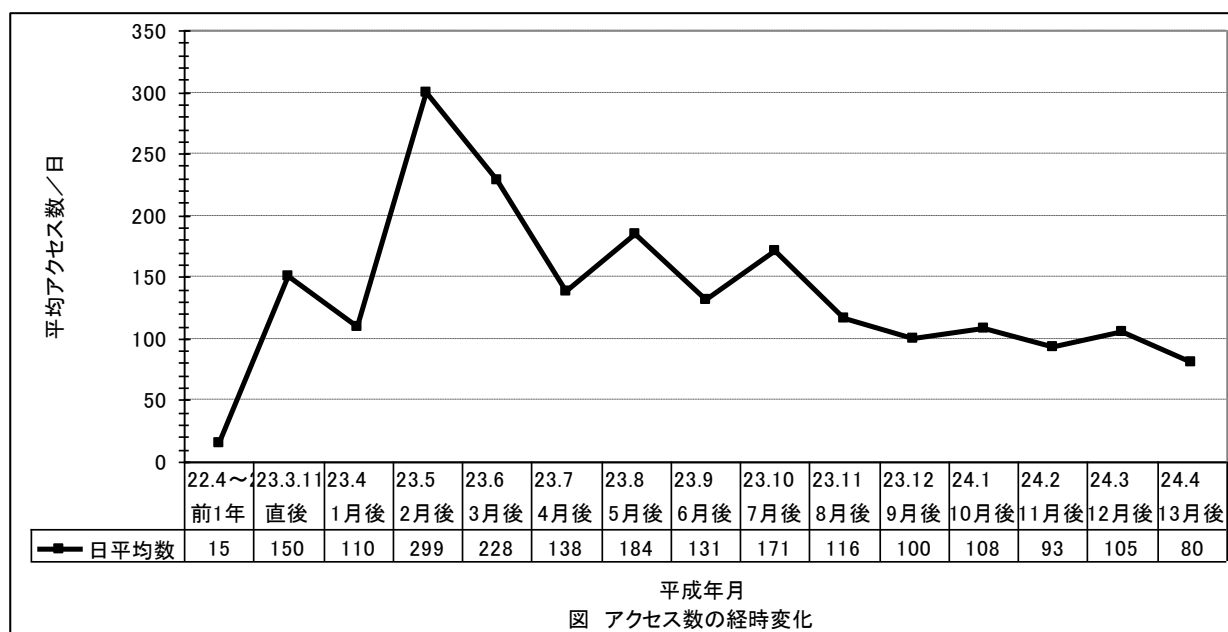
1.1 社会教育の推進を図る活動

(1) ホームページ（HP）による広報活動

平成 22 年度の平成 23 年 3 月 11 日の福島第 1 原子力発電所の事故を受けて驚異的なアクセス数となり、昨年度特別コーナーを開設した。今年度も引き続き積極的に広報活動を行った。

<http://www.anshin-kagaku.com>

原発事故後、原発関連論文掲載による情報公開を主眼に置いて電子図書館を目指したところ、下記のように顕著な効果が表れている。このアクセス数増加は 1 年経過した現在も継続しており、事故前の約 6 倍～7 倍をキープしている。HP 現況報告を別紙に示した。



安全安心科学アカデミー ホームページ現況報告

平成 24 年 4 月 1 日

ホームページ編集担当 輪嶋隆博

平成 23 年度の安全安心科学ホームページ広報の概要

HP の編集方針：論文掲載による情報公開を主眼にしている。

今年度の特記事項：2011 年 3 月 11 日の東日本大震災での福島原発事故以来 HP へのアクセスが急増したが、その傾向は現在でも続いている。HP へのアクセスは 3.11 以前は数件/日の頻度が 100-200 件/日の状態が現在も続いている（平均 160 アクセス/日）。

閲覧者数

4 月 1 日現在： HP 開設以来累計 95,000 件（2011.4.1～2012.3.31 のアクセス 57,000）

掲載項目

○放射線被ばくの健康影響 ○放射線防護の議論 ○リスクコミュニケーション
○医療放射線 ○放射線照射利用 ○ICRP 放射線規制法令 ○トリチウム
○地球環境 ○放射線教育 ○原子力災害への対応 ○放射線管理 ○放射線の単位用語・測定
○エネルギー問題 ○環境放射線 ○原子力と環境問題 ○おすすめの本 ○トピックス
○スクラップ記事 ○アスベスト問題 ○放射線・原発報道の解説&論評 ○劣化ウラン ○ポロニウム
○フェロシルト ○廃棄物 ○放射線事故 ○電磁界（電磁波問題） ○安全安心科学アカデミーの案内

特集サイト式掲載項目

保物セミナー（11）、 低線量健康影響報告、アスベスト問題 計 13 件

執筆者

延べ 306 名（23 年度 17 名）

論文数

340 編（23 年度 33 編）

広報・案内

保物セミナー 勉強会の案内 お知らせなど 6 件

(2) パンフレット「安全安心科学アカデミー事業案内」の作成

発行時期・部数：平成23年10月・1,000部

配布：平成23年10月に福島第1原子力発電所事故の福島県被災市町村長宛平成23年10月153部郵送した。また、同パンフレットの内容をHPに掲載している。

(3) 会員に対する資料の配布

- ・小冊子「福島第一原発の初期経過」(大阪市立大学医学部木村政継准教授)の配布
- ・小冊子「東日本大震災と原発事故-その1-」(辻本忠)の配布
- ・パンフレット「安全安心科学アカデミー事業案内」の配布

(4) 講演会1

- ・開催日：平成23年5月23日(月)16時00分～17時00分
- ・場 所：サンエイビル 研修室

演 題	講 師	参加者
1. 福島原発事故の経過 ：公開される情報の虚と実	木村 政継 (大阪市立大学大学院医学研究科 放射性同位元素実験施設 准教授)	21名
2. 福島原発事故後の3週間 ：情報と知識の不足	下 道國 (藤田保健衛生大学 客員教授)	

(5) 講演会2

- ・開催日：平成24年3月23日(金)15時00分～16時30分
- ・場 所：サンエイビル 研修室

演 題	講 師	参加者
低線量放射線の健康影響	近藤宗平 (大阪大学名誉教授)	44名

(6) 放射線安全管理士資格認証の実施

今年度は原子力発電所の事故を受けて、前年度からの継続事業「放射線安全管理士」に加えて、市場の要望により発展的に種目「放管養成B講習」を追加した。

年 度	資格認証講習		放管養成B講習		放射線安全管理士 認証者	概算売上
	回数	参加数	回数	参加数		
23年度	5	93	4	69	62	417万円
22年度(参考)	3	57	なし	なし	15	171万円
計	8	150	4	69	77	588万円

(7) 放管養成講習の実施調査

福島第一原発事故「計画的避難区域」の商工会議所から「除染作業に伴う“放管養成講習”が見込まれるために、現地調査に来てほしい」との依頼があり、技術者1名を実施調査のために「計画的避難区域」へ派遣した。現地商工会議所、南相馬市役所、相馬農協等を訪問し、要望を聞いて現地調査を実施した。

- ・調査日：平成23年11月14日(月)～11月16日(水)
- ・派遣地：福島県南相馬市、飯舘村等
- ・派遣技術者：藪下延樹(事務局長)

1.2 地域安全活動

(1) メールマガジンによる広報

NPO 会員および関係者、団体に対して随時（今年度 18 件）Eメールによる情報の発信を行った。

(2) 交流会

①木村政継・下 道國先生を囲む会

開催日：平成 23 年 5 月 23 日（月）17 時 30 分～20 時 00 分

参加者：17 名

②近藤宗平先生を囲む会

開催日：平成 24 年 3 月 23 日（金）17 時 30 分～20 時 00 分

参加者：31 名

(3)平成 23 年保物セミナーに協賛として協力

平成 24 年 1 月 23 日（月）

会 場：大阪科学技術センター

参加者：160 名

詳細は下記ホームページ参照

<http://homepage3.nifty.com/anshin-kagaku/hobutuH23report.htm>

(4)お守り線量計関連

1) 線量計の回収作業、発送作業

開催日：平成 24 年 1 月～平成 24 年 2 月

参加者：事務局

IV. 社員総会等の開催状況

(1) 平成 23 年度第 1 回理事会

平成 23 年 5 月 23 日（月）13 時 00 分～14 時 00 分

サンエイビル会議室

下記の 3 件が提案され、原案通り承認された。

1) 平成 22 年事業報告及び収支決算の報告

2) 平成 23 年度及び平成 23 年度事業計画及び収支決算

3) 役員の任期延長

(2) 平成 23 年度第 1 回通常総会

平成 23 年 5 月 23 日（月）14 時 00 分～15 時 00 分

サンエイビル研修室

上記平成 23 年度第 1 回理事会承認事項 1) ～3) について討議、原案通り承認された。

(3) 平成 23 年度第 2 回理事会

平成 24 年 3 月 23 日（金）14 時 00 分～15 時 00 分

サンエイビル会議室

下記の議案が提案され、原案通り承認された。

1) 平成 24 年度事業計画について

平成23年度特定非営利活動に係る事業収支計算書

特定非営利活動法人安全安心科学アカデミー

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位 円)

	科 目	予 算 額(1)	決 算 額(2)	差 異(1)-(2)	備 考
I	収入の部				
1.	入会金・会費収入	530,000	443,000	87,000	
	個人正会員入会金	5,000	4,000	1,000	@1,000円×4口
	団体正会員入会金	40,000	0	40,000	
	賛助会員入会金	0	0	0	
	個人正会員会費	225,000	219,000	6,000	@3,000円×73口
	団体正会員会費	60,000	20,000	40,000	@10,000円×2口
	賛助会員会費	200,000	200,000	0	@50,000円×4口
2.	事業収入（講習会）	6,100,000	4,170,000	1,930,000	
3.	収益事業収入	0	0	0	
4.	寄付金収入	1,500,000	1,500,000	0	
5.	受取利息	400	742	△ 342	
6.	雑収入	2500	104850	△ 102,350	
	当期収入合計(A)	8,132,900	6,218,592	1,914,308	
	前期繰越収支差額(B)	4,071,518	4,071,518	0	
	収入合計(C)	12,204,418	10,290,110	1,914,308	
II	支出の部				
1.	事業費	6,814,140	4,683,299	2,130,841	
	社会教育の推進を図る活動	6,358,512	4,303,072	2,055,440	
	地域安全活動	257,814	266,230	△ 8,416	
	国際協力活動	98,907	56,999	41,908	
	他団体との連絡・助言活動	98,907	56,998	41,909	
2.	管理費	1,318,760	759,971	558,789	
	給料手当（臨時雇用含む）	240,000	22,360	217,640	
	福利厚生費	20,000	12,000	8,000	
	会議費	20,000	1,386	18,614	
	通信費	24,000	62,185	△ 38,185	
	旅費交通費	200,000	105,358	94,642	
	事務消耗品費	40,000	29,881	10,119	
	諸謝金	80,000	15,555	64,445	
	印刷経費	12,000	6,462	5,538	
	賃借料	288,000	300,600	△ 12,600	
	水道光熱費	14,400	11,143	3,257	
	図書文具費	20,000	0	20,000	
	租税公課	8,000	23,880	△ 15,880	
	交際費	12,000	4,800	7,200	
	減価償却費	40,000	67,856	△ 27,856	
	雑費・その他	300,360	96,505	203,855	
	当期支出合計(D)	8,132,900	5,443,270	2,689,630	
III	その他資金収入の部				
	保証金戻り	0	1,200,000	△ 1,200,000	3F講習室解約
	その他繰入金収入(前受・預り金等)	0	192,298	△ 192,298	
	その他資金収入合計(E)	0	1,392,298	△ 1,392,298	
	当期収支差額(A) - (D) + (E)	0	2,167,620	△ 2,167,620	
	次期繰越収支額(C) - (D) + (E)	4,071,518	6,239,138	△ 2,167,620	

注1) 23年度会員75口（新入会員4口・退会1口）

注2) 23年度未収（5口）

平成23年度会計貸借対照表

特定非営利活動法人 安全安心科学アカデミー

平成24年3月31日現在

(単位 円)

	科目	金額	
I	資産の部		
1.	流動資産		
	(現金預金)		
	現金	0	
	普通預金		
	りそな銀行船場支店	6,212,138	
	(売上債権)		
	未収金	27,000	
	流動資産合計		6,239,138
2.	固定資産		
	(有形固定資産)		
	建物付属設備	846,179	
	(投資その他の資産)		
	保証金	500,000	
	固定資産合計		1,346,179
	資産合計		7,585,317
II	負債の部		
1.	流動負債		
	前受金	187,000	
	預り金	33,849	
	流動負債合計		220,849
2.	固定負債		
	固定負債合計		0
	負債合計		220,849
III	正味財産		
	前期繰越正味財産	6,589,146	
	当期正味財産増加額(減少額)	775,322	
	正味財産合計		7,364,468
	負債及び正味財産合計		7,585,317

平成23年度会計財産目録

特定非営利活動法人 安全安心科学アカデミー

平成24年3月31日現在


(単位 円)

	科目	金額	
I	資産の部		
	1. 流動資産		
	現金預金	0	
	現金	0	
	普通預金（りそな銀行船場支店）	6,212,138	
	未収金（会費未入9口）	27,000	
	流動資産合計		6,239,138
	2. 固定資産		
	[有形固定資産]		
	建物付属設備（賃貸事務所2F改装費）	846,179	
	[投資その他の資産]		
	保証金（賃貸事務所敷金）	500,000	
	固定資産合計		1,346,179
	資産合計		7,585,317
II	負債の部		
	1. 流動負債		
	前受金（24年度会費前受）	187,000	
	（個人正会員39口、団体正会員2口、賛助会員1口）		
	預り金（源泉税）	33,849	
	流動負債合計		220,849
	2. 固定負債		
	固定負債合計		0
	負債合計		220,849
III	正味財産		7,364,468

監査結果報告書

平成 24 年 5 月 23 日

特定非営利活動法人安全安心科学アカデミー
理事長 辻本 忠 殿

監 事 路 熊 駒 

監 事 猪 飼 昭 夫 

特定非営利活動法人安全安心科学アカデミーにかかわる平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの収支及び事業の執行について監査を行った。

収支については収支計算書、貸借対照表、財産目録に基づき関係書類と照合すると共に、処理に関して法令及び定款に照らし、適正に処理されており、平成 23 年度の状況を正しく示しているものと認めます。

以上

第 2 号議案 平成 24 年度事業計画書と収支予算書（案）

平成 24 年度事業計画書

I. 事業期間

平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

II. 事業の目的

1. 住民と共にコミュニケーションを図り、放射線・原子力の問題について正しい情報を伝達し、住民に安心感を与える。
2. 放射線施設で働く人達の安全を護り、周辺住民に安心を与える放射線管理員に教育・指導等を行い、専門家としてプライドを持たせるために認証を与える。

III. 事業概要

1. 特定非営利活動事業

1. 1 社会教育の推進を図る活動

(1) ホームページによる広報活動

<http://www.anshin-kagaku.com>

ホームページによる広報活動をより積極的に行う。

昨年度の実績報告で述べた通り、原発関連論文掲載による情報公開を主眼に置いて電子図書館を目指す。

アクセス数は原発事故後の 4 月に低下したが、5 月に約 2.8 倍に増加している良い流れをさらに加速させてゆきたい。

(2) 会員に対する資料の配布

NPO の趣旨に関連する資料の配布

(3) 講演会

- ・ NPO に関連した各種講演会・勉強会の開催
- ・ 保物セミナー 2012 の後援

(4) 人材・指導者の派遣業務

- ・ 講習会・講演会の講師派遣

(5) パンフレット「アカデミー除染放管教育案内（仮称）」の作成

次項の除染放管教育の案内のために、福島県被災市町村長宛パンフレット郵送を計画している。また、同パンフレットの内容を HP に掲載する。

(6) 除染放管教育（放射線安全管理士講習）の実施

同講習は放射線管理員にモチベーションを高めて資質向上によるハイレベルの放射線管理員養成を図りもって、全体の被ばく低減を図る「放射線安全管理士」の認証制度を推進してきた。ところが、原発事故後 1 年を経過して除染作業に伴う放射線管理員養成の希望が多く寄せられるようになった。

そこで、時勢の要請を受け、この放射線安全管理士講習に、除染放射線管理員養成を追加した。この教育の概要を次ページに示した。

「放射線安全管理士」制度のご案内(総合版) 24.05

特定非営利活動法人安全安心科学アカデミー

除染作業や原子力発電所放射線管理員の入門養成「放射線安全管理士」講習を開催致します。豊かな人間性を備えた創造的な放射線管理員育成を目指します。奮ってご参加ください。なお、講習は修了試験があり、合格点に達すると修了証或いは認証書が授与されます。

講習名称	受講資格	受講料(消費税込)/日数	回数	24年度開催日	開催場所	定員(毎回)
放射線管理基礎講習B1	18歳以上	40,000円/2日	第1回	24年7月11日～12日	大阪	18名
			第2回	7月17日～18日		
			第3回	8月6日～7日		
			第4回	8月20日～21日		
			第5回	9月3日～4日		
除染放射線管理講習C	18歳以上で、下記①～④の内1項目以上の保有・修了者	30,000円/1日	第1回	24年7月13日	大阪	18名
	①放射線管理基礎講習B1修了者		第2回	7月19日		
	②第1～2種放射線取扱主任者免状保有者		第3回	8月8日		
	③2年以上の放管員経験者		第4回	8月22日		
	④放射線安全管理士講習修了・認証者、放管養成A又はBの修了者		第5回	9月5日		
			第6回	9月12日		
			第7回	9月18日		
			第8回	10月9日		
放射線安全管理士認証(略称: ころ)	下記①と②の保有・修了者又は、2年以上の放管員経験者	60,000円/2日	第1回	24年 月 ～ 日	大阪	24名
	①放管養成A修了者、X線作業主任者、γ線透過写真撮影作業主任者又は第1～3種放射線取扱主任者免状保有者					
	②放管養成Bの修了者					
放管養成B	18歳以上	40,000円/2日	第1回	24年 月 ～ 日	大阪	18名
放管養成A	18歳以上	40,000円/2日	第1回	24年 月 ～ 日	大阪	18名
講習名称	講習の内容					
放射線管理基礎講習B1	除染作業に伴う放射線管理の講義及び実習を行い、除染等事業者における放射線管理員の入門育成を行う。					
除染放射線管理講習C	厚生労働省「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」及び環境省「除染等作業実施管理基準」の要求する除染放射線管理の実践的な講義及び実習を行う。					
放射線安全管理士認証	放射線の基礎的な知識を有する者で、放射線管理員に必要な「ころの教育」を重点的に行い、講習を修了し修了試験に合格した者に対して「放射線安全管理士」の称号を授与する。					
放管養成B	原子力発電所における放射線管理の実務的な講義・実習を行い、原子力発電所における放射線管理員の入門育成を行う。					
放管養成A	放射線の基礎的な知識を与えることを目的とする。講義及び実習を行い、実務的な放射線利用や測定を学習して放射線管理員の育成を助成する。					
大阪会場	大阪市中央区南船場3丁目3-27 サンエイビル					
受講料の団体割引	15名以上の同一日への一括申込み・入金による団体割引制度があります。詳細は事務局へお問い合わせ下さい。					

講習会収入計画の明細

講習名称	講習略称	所要日数	24年度回数	定員(名)	単価@税込	売上見込(歩留まり0.8)
放射線安全管理士認証	ころ	2	1	24	30,000	576,000
放管養成A	A	2	1	18	20,000	288,000
放管養成B	B	2	1	18	20,000	288,000
放射線管理基礎講習B1	B1	1	4	18	20,000	1,152,000
除染放射線管理講習C	C	1	8	18	15,000	1,728,000
計						4,032,000

1. 2 地域安全活動

(1) NPO マガジンによる広報

- ・ NPO 会員および関係者、団体に対して随時Eメールによる情報の発信を行う。

(2) 市民線量計による放射線の理解活動

- ・ 市民線量計を会員希望者に配布し、市民に対する放射線の理解活動を行う。

配布：H24.10.01 頃 回収：H25.09.30 頃

予定参加者数：約 28 人

(3) 交流会・懇談会

- ・ 交流会・懇談会を随時開催する。

(4) 委託研究の受託

1. 3 国際協力の活動

(1) 台湾・中国との交流活動

1. 4 他の団体と運営又は活動に関する連絡、助言又は援助活動

(1) 他団体と協賛・協力して市民活動を行う。

(2) 他 NPO 諸団体と連絡・調整を行う。

2. 収益事業

今年度は実施予定なし。

第2号議案 平成24年度特定非営利活動に係る事業収支予算書

特定非営利活動法人 安全安心科学アカデミー

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位 円)

科 目	前年度予算額(1)	予 算 額(2)	差異(1)-(2)	備 考
I 収入の部				
1. 入会金・会費収入	530,000	443,000	87,000	
個人正会員入会金	5,000	4,000	1,000	4口
団体正会員入会金	40,000	0	40,000	0口
賛助会員入会金	0	0	0	
個人正会員会費	225,000	219,000	6,000	73口
団体正会員会費	60,000	20,000	40,000	2口
賛助会員会費	200,000	200,000	0	4口
2. 事業収入(講習会)	6,100,000	4,032,000	2,068,000	
3. 寄付金収入	1,500,000	1,500,000	0	
4. 受取利息	400	740	△ 340	
5. 雑収入	2500	2500	0	
当期収入合計(A)	8,132,900	5,978,240	2,154,660	
前期繰越収支差額(B)	4,071,518	6,239,138	△ 2,167,620	
収入合計(C)	12,204,418	12,217,378	△ 12,960	
II 支出の部				
1. 事業費	6,814,140	4,679,500	2,134,640	
社会教育の推進を図る活動	6,358,512	4,300,000	2,058,512	
地域安全活動	257,814	266,000	△ 8,186	
国際協力活動	98,907	56,500	42,407	
他団体との連絡・助言活動	98,907	57,000	41,907	
2. 管理費	1,318,760	1,079,000	239,760	
給料手当(臨時雇用含む)	240,000	240,000	0	
福利厚生費	20,000	20,000	0	
会議費	20,000	20,000	0	
通信費	24,000	24,000	0	
旅費交通費	200,000	120,000	80,000	
事務消耗品費	40,000	35,000	5,000	
諸謝金	80,000	20,000	60,000	
印刷経費	12,000	10,000	2,000	
賃借料	288,000	310,000	△ 22,000	
水道光熱費	14,400	13,000	1,400	
新聞図書費	20,000	10,000	10,000	
租税公課	8,000	25,000	△ 17,000	
交際費	12,000	12,000	0	
減価償却費	40,000	70,000	△ 30,000	
雑費(予備費含む)	300,360	150,000	150,360	
当期支出合計(C)	8,132,900	5,758,500	2,374,400	
当期収支差額(A)-(C)	0	219,740	△ 219,740	
次期繰越収支額(B)-(C)	4,071,518	6,458,878	△ 2,387,360	

第3号議案 定款変更（案）

平成24年4月1日から改正「特定非営利活動促進法」が施行され、法の文言等が変更されてNPOの定款も変更する必要が生じました。NPOは、この機会に行政庁（大阪市）に現行定款を照合頂き、以下に示す変更の指導を受けたので併せて定款変更を提案致します。

変 更 前	変 更 後	変更の理由
<p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障が無い限り行うものとし、その<u>収益</u>は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</p>	<p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障が無い限り行うものとし、その<u>利益</u>は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</p>	<p>文言の修正：特定非営利活動促進法第5条において「収益」という文言が「利益」に変更された。</p>
<p>(職務)</p> <p>第16条 理事長は、この法人を代表し、<u>その業務を統括する</u>。</p>	<p>(職務)</p> <p>第16条 理事長は、この法人を代表し、<u>理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない</u>。</p>	<p>代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項になった。</p>
<p>(機能)</p> <p>第24条 総会は、以下の事項について決議する。</p> <p>(4) 事業計画及び<u>収支</u>予算ならびにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>収支</u>決算</p>	<p>(機能)</p> <p>第24条 総会は、以下の事項について決議する。</p> <p>(4) 事業計画及び<u>活動</u>予算ならびにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>活動</u>決算</p>	<p>文言の修正：「収支計算書」が「活動計算書」に変更されたことに伴い、整合性を図る観点から、「収支予算」を「活動予算」に、「収支決算」を「活動決算」に定款を変更する必要がある。</p>
<p>(召集)</p> <p>第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が召集する。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した電磁的書面を含む書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。</p>	<p>(召集)</p> <p>第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が召集する。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した電磁的<u>方法</u>を含む書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。</p>	<p>行政庁の指導：電磁的書面を電磁的方法に変更したほうが良い</p>

<p>(表決権等) 第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p>	<p>(表決権等) 第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について電磁的方法を含む書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p>	<p>行政庁の指導：電磁的方法の文言を追加しないと、メール等での召集、表決ができない</p>
<p>(召集) 第35条 理事会は、理事長が召集する。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。</p>	<p>(召集) 第35条 理事会は、理事長が召集する。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した電磁的方法を含む書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。</p>	
<p>(表決権) 第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。</p>	<p>(表決権) 第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について電磁的方法を含む書面をもって表決することができる。</p>	<p>行政庁の指導：他の理事を代理人として表決を委任できなくなった。従って、理事は毎回理事会に出席できる人を選出すること。電磁的方法の文言を追加しないと、メール等での召集、表決ができない。</p>
<p>(事業計画及び予算) 第45条 この法人に事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業計画及び予算) 第45条 この法人に事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>文言の修正：「収支計算書」が「活動計算書」に変更されたことに伴い、整合性を図る観点から、「収支予算」を「活動予算」に、「収支決算」を「活動決算」に変更が必要</p>
<p>(事業計画及び決算) 第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業計画及び決算) 第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>	
<p>(定款の変更) 第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の承認を得なければならない。</p>	<p>(定款の変更) 第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の承認を得なければならない。</p>	<p>行政庁の指導：法の条文から「軽微な事項」という文言がなくなったため、法の条文を引用している場合は、定款の変更が必要</p>

第4号議案 役員を選任（案）

定款第14条に定める役員を選任を提案します。

なお、この役員名簿はNPOのHPで今後、公開致しますのでご了解願います。

役員名簿

任期：平成24年度通常総会開催日～平成26年度通常総会開催日

特定非営利活動法人安全安心科学アカデミー

役職	氏名	所属団体等
理事	つじもとただし 辻本 忠	財団法人電子科学研究所 専務理事
理事	やまもとたかよし 山本 幸佳	大阪大学 名誉教授
理事	いいだ としゆき 飯田 敏行	大阪大学 教授
理事	しもみちくに 下 道國	藤田保健衛生大学 客員教授
理事	うらべいつまさ 占部 逸正	福山大学 教授
理事	いそぎまさひろ 磯崎 正弘	医療法人社団 磯崎医院 理事
理事	さくまよういち 佐久間 洋一	東京工業大学 産学官連携機構研究員（元特任教授）
理事	おおいしひでお 大石 秀夫	非破壊検査株式会社 相談役
理事	さいとうまさひろ 齋藤 眞弘	京都大学 名誉教授
理事	たかふちまさひろ 高淵 雅廣	大阪医科大学 講師
理事	ふなもとひさお 船本 久雄	元日本原子力発電株式会社
理事	かりやゆきひろ 刈谷 征洋	非破壊検査サービス株式会社 副社長
監事	ろくま こまぞう 路熊 駒三	非破壊検査株式会社 特別顧問
監事	いかい てるお 猪飼 昭夫	サンエイ株式会社 社長